

(件名) 中種子養護学校高等部の分教室の設置について

(請願の要旨)

「我が子をせめて高校に出したい」と願うことは、我が子の障害の有無に関わらず、ごく普通の保護者的心情です。ところが、鹿児島県では、高校に特別支援学級の設置がありません。現在、屋久島で、特別に支援の必要な生徒は、日頃の自分に合った学習から受験対策に切り替え、通常学級の生徒と同じように高校の入学試験を受け、合格しなければ屋久島で高等教育を受けることができません。障害のある生徒が高等教育を受けるために、ほとんどの生徒は親元を離れ、種子島や県内の養護学校に進学するしかなく、これまでには家族と一緒に島外への移住を余儀なくされた方もいます。

昨年度、検討課題として「設置後の継続」「就労」が挙げられていましたが、平成27年度に屋久島の特別支援学級で学んでいる子は、中学生13人、小学生18人と今後は毎年中学校を卒業する子が続きます。また、就労施設についても、島内で学ぶ子どもがいることで地域への啓発活動を進めることができます。

全国においても、大阪府が府立高校11校で障害のある生徒の受け入れを行い、特別支援学校と府立高校の進学を選択できるようになっています。高校の特別支援学級は、東京都立八丈高校に設置もされています。分校・分教室については、長崎県五島で一市五町と県議会の請願を受け入れ、長崎県立鶴南養護学校五島海陽高校分教室が設置されています。全国の特別支援学校の高校での分校・分教室は17県で設置されています。

昨年、障害者差別解消法も制定され、鹿児島県でも「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が平成26年10月1日から施行されました。平成22年4月から与論島、平成25年4月から徳之島・沖永良部で高校校舎を活用した訪問教育を行う「特別支援室」が設置されました。また、平成26年3月には、屋久島町議会議長から県教育長に意見書も提出されました。

障害がある子どもたちが、親元で地域の子どもたちと共に学ぶことは、障害者基本法の精神に沿うものです。屋久島でも障害のある子どもをもつ保護者の思いを実現していくために、下記の事項を請願いたします。

記

1. 障害のある生徒が地元で学ぶことができるよう、屋久島高校に中種子養護学校の分教室を設置すること

請願第4002号  
平成28年5月27日受理

(件名) 喜界高校に特別支援学校の分教室設置について

(請願の要旨)

私たちは、喜界島に住む特別な支援が必要な子どもの親の会です。喜界島には、特別支援学校がありません。現在、喜界島の子どもたちが特別支援学校へ通うためには、子ども単独で島外の施設に入所しながら学校へ通うか、家族全員で学校のある地域へ移住するか、家族分離して生活するのか選択をせざるを得ません。中高一貫校という制度の喜界島で、6年を見通した教育を進めている中、同じ中学校で学んだ特別な支援を必要とする我が子どもたちも同じようにふるさと喜界島で、中高一貫教育を受けることができるように切に願っています。しかしながら、今現状では、中学校を卒業したらどこに行けばいいのか、どこに行けるのかと子どもの将来に不安を抱えています。

仮に島外で充分な教育を受けた後に家族の元や地域に戻ったとしても家族及び地域との繋がりや絆は浅いため、子どもと家族の将来に不安を抱えているのが現状です。そのような子どもたちだからこそ、地元の高校へ通い、地域の理解が必要なのです。

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、「合理的な配慮」が義務化されます。文科省も高等学校における特別支援教育を推進しています。特別支援教育の施行から10年目を迎えます。特別支援教育施行の平成19年に小学校に入学し、特別支援教育を受けてきた子どもたちが平成28年度には、高校に入学しました。高校にも、特別支援教育が必要なのです。

鹿児島県においても、平成22年4月から与論島、平成25年4月から徳之島・沖永良部島で地元の空き教室を利用した「特別支援室」が設置されました。今後、喜界島においても地域の高校で学び、地域社会の理解を深めながら、障がいのある子も、障がいのない子も、どの子も幸せに生きていけるよう保護者、地域が一つになって取り組んでいただきたいと思っています。

そこで、行政をはじめ各関係機関のご理解とご尽力をいただき、喜界島でも障がいのある、なしに関わらず、地元で学べる環境をつくっていただくために下記の事項を請願いたします。

記

1. 障がいのある生徒が地元で学ぶことができるよう、喜界高校に特別支援学校の分教室設置又は喜界高校に特別支援学級設置をすること。

署名者 30,051名

(署名簿一省略)

(件名) 喜界高校に特別支援学校高等部の分教室または特別支援学級の設置について

(陳情の要旨)

近年、県内の離島でも高等学校における特別支援教育の環境整備の充実を求める声が高まり、既に郡内では高校校舎を活用した大島養護学校高等部訪問教育が実施されています。

そうした流れの中、中高一貫教育を掲げながらも喜界町だけが取り残されている状況にあります。

喜界町からも大島養護学校高等部に通っている生徒はいます。大島養護学校に通うことでの教育は受けられますが、親元を離れなければならないことは、経済的にも精神的にも大きな負担となります。

また、家庭の環境によって大島養護学校に通うことの出来ない生徒に対しても選択肢を提供する必要があります。

特別支援教育施行から10年を迎える、国も高等学校における特別支援教育について制度化を含め、強く推進していく方針を打ち出しています。

現在、郡内で実施されている訪問教育も決して充分とは言えず更に充実した特別支援教育への取り組みが求められています。

療育における最終的なゴールは自立にあります。そのためには、学業も社会性を身につけることも大切なことです。出来るだけ自分の力で社会の中で生きていく力を身につけようとする子供たちの教育環境にハンディがあつてはなりません。

喜界町においても、障がいのある子供たちの自立に向けて地域全体で支えていく環境整備に取り組んでまいります。

つきましては、障がいのある生徒が地元で学ぶことが出来るよう、下記の事項を陳情いたします。

記

1. 喜界高校に特別支援学校の分教室または特別支援学級を早急に設置すること

(件名) 希望するすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障するための陳情書（1, 3, 4項）

(陳情の要旨)

例年7月に行われている中学3年生の進路希望調査では、高校などへの進学を希望する生徒は、2000年度から続けて約98%と高い割合となっています。高校を卒業することは、さまざまな資格取得や就職の求人等に見られるように社会的な要請にもなっており、また、子どもや保護者にとっても「せめて高校までは」という切実な願いもあります。

しかしながら、本県では依然として定員内不合格者(2016年度: 1次選抜85人, 2次選抜16人)が出ており、希望するすべての子どもが高校で学ぶことを保障されている実態にはありません。

これまですすめられた公立高校の統廃合により、地方では学科再編や交通手段の確保等の問題のほか、自分の意思とは違う進路選択をせざるを得ない状況に追い込まれた子どもたちも出てきています。

さらに、深刻化する経済不況の影響から補習費等の滞納や交通費や部活動等の出費など、経済的な不安を抱えながら学校に通う子どもたちもおり、高校進学の断念や中途退学せざるをえないなど、高校就学そのものが年々深刻化しています。

高校教育に係る保護者負担をできる限り公費化し、すべての子どもたちに分け隔てのない行き届いた教育が保障されなければなりません。

以上のこと踏まえ、希望するすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障するために、下記の事項を県の教育行政に反映させるよう陳情いたします。

(陳情事項)

- 1 県下における高校振興については、県内各地で地域の活性化も含めた議論がなされるよう県教委として地元住民を含めた組織をつくり、その議論を尊重してとりくむこと。
- 2 中学校卒業予定者減に伴う機械的な募集定員の削減は行わないこと。また、一学級35人以下にすること。
- 3 定員に満たない学校・学科においては、すべての入学希望者を受け入れること。
- 4 障害のある子どもの高校教育を保障するために、高等部を設置していない特別支援学校への高等部設置を早急に検討すること。特に喜界島を含む離島においては、高校に「発達障害」や「知的障害」等の生徒を受け入れるために、当面の手立てとして、特別支援学級や特別支援学校の分教室設置などの受け入れ体制を整えること。
- 5 経済的に困難な生徒を支援するための「奨学金制度」をさらに拡充すること。また給付型奨学金の導入を検討するとともに、当面、奨学金利用者の負担を軽減するために、無利子とすること。

(件名) 国の給付型奨学金制度の拡充を求める意見書採択についての陳情

(陳情の要旨)

日頃のご奮闘に敬意を表します。

2018年度から国による給付型奨学金制度が始まります。返済の必要のない奨学金は、経済的理由により夢をあきらめ、進学を断念せざるを得なかつた子どもたちを救うことになり、教育を受ける機会の平等化につながるものと評価します。

また、進学しても生活費や学費の工面のためのアルバイトに追われて学業に専念できないことや、数百万円にも及ぶ多額の奨学金返済の不安解消にもつながるものと期待します。

ただ制度のなかみをみると、対象者は1学年2万人程度となっています。文部科学省の給付型奨学金制度検討チームによりますと、対象者の選定をするうえで、「住民税非課税世帯を家計基準として設定することが適当である」とし、その対象者は「高校1学年で計15.9万人、うち、対象となる大学等進学者6.1万人程度」と推計、という参考データを示しています。

また、大学進学者の2人に1人が奨学金制度を利用しているという実態からも、制度を利用できるのが1学年2万人程度では足りないと思います。子どもの貧困が社会問題となり、なかでも鹿児島県は貧困率が高いこともあって、特に女子の大学進学率は全国最下位であり、その実態は深刻です。

子どもたちがのぞむ教育を受ける機会が、経済的理由によって奪われてはなりません。教育の格差がこれ以上進まない為にも、給付型奨学金制度の拡充を求めます。貴議会として、国に対して意見書を提出していただくことを強く求めます。

(件名) すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める陳情書（6項）

(陳情の要旨)

- 1 35人以下学級を、小・中学校・高校で早急に実現するよう国に意見書を出してください。
- 2 義務教育の国庫負担制度を2分の1に復活するよう国に意見書を出してください。
- 3 小学二年生まで実施されている35人学級を小学3年生まで独自に県の負担で拡張してください。
- 4 公立学校の普通教室にも公費でクーラーを設置できるよう補助してください。
- 5 臨時の教員を減らし正規雇用の教員を大幅に増やしてください。
- 6 200名以上の過密過大の特別支援学校を解消し、鹿児島市や県北部などの地域へ適正配置を進めるとともに、特別支援学校のない離島への分校・分教室を設置してください。

署名者 585名

(署名簿一省略)

(件名) 伊佐市への新設特別支援学校設置についての陳情書

(陳情の要旨)

「子育てにやさしいまち」をめざしている伊佐市は、福祉・教育・医療・保健の連携の充実から、私たち市民は安心して子育てできるまちと実感しております。乳幼児健診・親子教室・子ども発達支援センター・トータルサポートセンター・保育所・幼稚園・教育委員会、小児科医の連携は、県内だけでなく全国でも先進地と紹介されており、さらに発展、充実していくことを願っております。

生活圏域で乳児期から早期の支援を受けることで、子どもは成長めざましく、また保護者も安心して子育て生活を営んでいます。この人生の基礎を強固なものにするために、学齢期のさらなる充実を願います。学齢期では、子どもは内面も外見も、青年期に向けて大きな変化を遂げ、保護者の悩みも変化し、地域での繋がる力が必要となるときです。伊佐市では、乳児期から、開設20周年を迎える「伊佐市子ども発達支援センターたんぽぽ」で、地域と繋がった療育が行われております。その継続には、地域密着型の特別支援学校の果たす役割が重要です。現在の伊佐市の障害児教育の核としての出水養護学校は、伊佐市から遠方にあり、網羅する学区も広範囲で、学齢期の教育機関としてはすべての子どもたちを支援できているとはいえない状況です。

地域に根差した特別支援学校の設置は、地域で繋がっている伊佐市のネットワークの拡大や充実に繋がります。このことは、障害のあるなしに関わらず、伊佐市の全ての子どもが笑顔で生活できることに繋がります。以上のことにより、地域に根差した特別支援学校の設置を希望し、地域での学習会にも取り組んでいます。

障害者差別解消法により、合理的配慮が義務化されました。子どものニーズに応じた教育環境の整備は、当たり前のこととして考えられるべきではないかと思います。そのためには、適正規模・適正通学時間・高等部卒業後の進路を考慮した特別支援学校が必要です。

以上の趣旨に基づき、下記事項を重視した特別支援学校を伊佐市に設置していただきますよう強く陳情します。

記

- 1 地域の学齢期支援のネットワークの核となる特別支援学校の設置をお願いします。
- 2 適正な規模で、障害の種別に関わらず通える特別支援学校の設置をお願いします。
- 3 子どもや親の送迎の負担の少ない30分以内で通える特別支援学校の設置をお願いします。
- 4 地域居住地校交流だけではなく学校同士の交流も充実して、子どもたち同士の理解や地域の理解も深まるような交流及び共同学習を実施できるよう、特別支援学校の設置をお願いします。
- 5 放課後活動の充実した学校生活を送ることができる特別支援学校の設置をお願いします。
- 6 地域の理解を深め、働く場や生活する場の充実を目指した特別支援学校の設置をお願いします。
- 7 高等部卒業後、ゆっくりじっくり学べる場を保障するために専攻科のある特別支援学校の設置をお願いします。